

特定施設の規制基準

騒 音

時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
区域の区分	午前8時～午後7時	午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	午後10時～翌日午前6時
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50dB	45dB	40dB
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55dB	50dB	45dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65dB	60dB	50dB
工業地域 工業専用地域	70dB	65dB	60dB
その他の地域	60dB	55dB	50dB

振 動

時間の区分	昼間	夜間
区域の区分	午前8時～午後7時	午後7時～翌日午8時
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	60dB	55dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB
その他の地域 ただし工業専用地域を除く	60dB	55dB